

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 61 号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部局等)</p> <p>第 5 条 部局等は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 総合雇用対策局</u></p> <p>(総合政策室の分課及びその分掌事務)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 政策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>政策担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>IMS 推進担当の分掌事務</u></p> <p><u>(1) 総合政策室内のいわてマネジメントシステム(以下「IMS」という。)の推進その他行政品質の向上に関すること。</u></p> <p>3 経営評価課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>行政経営担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[略]</p> <p>4 調査統計課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>調査担当の分掌事務</p> <p>(1) 調査統計に関すること(他の室、課又は所若しくは<u>総合雇用対策局</u>(以下「他課等」という。)の主管に属するものを除く。)</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(部局等)</p> <p>第 5 条 部局等は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(総合政策室の分課及びその分掌事務)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 政策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 総合政策室内のいわてマネジメントシステム(以下「IMS」という。)の推進その他行政品質の向上に関すること。</u></p> <p>政策担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 経営評価課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>行政経営担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>行政品質向上担当の分掌事務</u></p> <p><u>(1) IMSの推進その他行政品質向上の総括に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>4 調査統計課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>調査担当の分掌事務</p> <p>(1) 調査統計に関すること(他の室、課又は所(以下「他課等」という。)の主管に属するものを除く。)</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>[略]</p>

5・6 [略]

(地域振興部の分課及びその分掌事務)

第7条 [略]

2 地域企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 部内の予算に関すること。

(3)・(4) [略]

企画担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) リゾート地域整備の企画及び調整に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

交通担当の分掌事務

(1) [略]

I M S 推進担当の分掌事務

(1) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

3～5 [略]

6 地域振興支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

県北沿岸振興担当の分掌事務

(1) [略]

広域振興局等支援担当の分掌事務

5・6 [略]

(地域振興部の分課及びその分掌事務)

第7条 [略]

2 地域企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 広域振興局等に関すること(他部の主管に属するものを除く。)。

(3)・(4) [略]

企画担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 部内の予算に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 地域振興推進費に関すること。

(8) 市町村総合補助金に関すること。

(9) [略]

(10) 地域連携に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

(11) [略]

(12) [略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

交通担当の分掌事務

(1) [略]

権限移譲推進担当の分掌事務

(1) 市町村への権限移譲に関すること。

3～5 [略]

6 地域振興支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

県北沿岸振興担当の分掌事務

(1) [略]

(1) 広域振興局等に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 地域活性化事業調整費に関すること。

(3) 市町村総合補助金に関すること。

権限移譲推進担当の分掌事務

(1) 市町村への権限移譲に関すること。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

交通安全対策担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

食の安全安心・消費生活担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

I M S 推進担当の分掌事務

(1) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

3～8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立視聴覚障害者情報センター、いわて子どもの森、岩手県立福祉の里センター、ふれあいランド岩手及び岩手県立社会福祉研修所の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

定住交流担当の分掌事務

(1) 定住交流の促進に関すること。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

県民生活安全担当の分掌事務

(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する企画及び調整並びに推進に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

食の安全安心・消費生活担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

3～8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 岩手県立社会福祉研修所、いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障害者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) 保健所、福祉総合相談センター、児童相談所、食肉衛生検査所、環境保健研究センター、高等看護学院、都南の園、精神保健福祉センター及び杜陵学園に関すること（企画担当の主管に属するものを除く。）。

I M S 推進担当の分掌事務

(1) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

3 [略]

4 保健衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 結核予防に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 結核審査協議会及び感染症審査協議会に関すること。

[略]

5・6 [略]

7 障害保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

療育精神担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) [略]

[略]

8 [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第10条 商工労働観光部に次の室及び課を置く。

(1) [略]

(2) 産業振興課

(3) 科学技術課

(4) 観光経済交流課

(5) [略]

(4) 保健所、福祉総合相談センター、児童相談所、食肉衛生検査所、環境保健研究センター、高等看護学院、精神保健福祉センター及び杜陵学園に関すること（企画担当の主管に属するものを除く。）。

(5) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

3 [略]

4 保健衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 感染症審査協議会に関すること。

[略]

5・6 [略]

7 障害保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

療育精神担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 岩手県立療育センターの管理に関すること。

(10) [略]

[略]

8 [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第10条 商工労働観光部に次の室及び課を置く。

(1) [略]

(2) 経営支援課

(3) 科学・ものづくり振興課

(4) 地域産業課

(5) 観光課

(6) [略]

(6) [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

ものづくり人材育成担当及び管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

ものづくり人材育成担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 部内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

(3)・(4) [略]

計量担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

食産業担当の分掌事務

(1) 食産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

県北沿岸観光産業担当の分掌事務

(1) 県北沿岸地域の観光産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

I M S 推進担当の分掌事務

(1) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

3 産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

金融経営担当及び産業創出担当の分掌事務

(1) 産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

金融経営担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 火災共済協同組合の指導監督に関すること。

(6)～(8) [略]

産業創出担当の分掌事務

(1) 新産業創出に関すること。

(2) 発明考案の奨励に関すること。

(3) 中小企業の経営の支援に関すること。

(7) [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

企画担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 部内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること（労政能力開発課の主管に属するものを除く。）。

(3)・(4) [略]

(5) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

計量担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

経営支援担当の分掌事務

(1) 中小企業の経営並びに起業及び創業の支援に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6)～(8) [略]

商業まちづくり担当の分掌事務

4 科学技術課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

5 観光経済交流課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 旅行業及び通訳案内士に関する事。

(4)～(7) [略]

経済交流担当の分掌事務

(1) 地場産業の振興に関する事。

(2) 地場産品の国内及び海外の販路拡大に関する事。

(3) 物産事業団体の指導に関する事。

(4) 物流に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) 海外経済交流の促進に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

(6) 岩手産業文化センターの管理に関する事。

(1) 商業まちづくりの振興に関する事。

4 科学・ものづくり振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

科学技術担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 知的財産に関する事。

ものづくり振興担当の分掌事務

(1) ものづくり産業の振興に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 産業集積の促進に関する事。

5 地域産業課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域産業担当の分掌事務

(1) 地域資源を活用した産業の振興に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 地場産品の販路拡大に関する事。

(3) 物産事業団体の指導に関する事。

(4) 物流に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) 岩手産業文化センターの管理に関する事。

食産業担当の分掌事務

(1) 食産業の振興に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

海外マーケット担当の分掌事務

(1) 海外経済交流及び国際観光の促進に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関する事。

6 観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 旅行業に関する事。

(4)～(7) [略]

県北沿岸・平泉担当の分掌事務

6 [略]

7 労政能力開発課の分掌事務は、次のとおりとする。

労政雇用担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 地域雇用に関すること。

(6) [略]

職業能力開発担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

競馬組合経営改善担当の分掌事務

(1) [略]

I M S 推進担当の分掌事務

(1) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

3～9 [略]

10 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

振興・衛生担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

肉牛生産公社担当の分掌事務

(1) 社団法人岩手県肉牛生産公社に関すること。

11～15 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第12条 県土整備部に次の室及び課を置く。

(1)～(9) [略]

(10) 港湾空港課

(1) 県北沿岸地域の観光産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 平泉の文化遺産を活用した観光の振興に関すること。

7 [略]

8 労政能力開発課の分掌事務は、次のとおりとする。

労政担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 課内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

(6) [略]

職業能力開発担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

雇用対策担当の分掌事務

(1) 雇用対策に関すること。

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

競馬組合経営改善担当の分掌事務

(1) [略]

3～9 [略]

10 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

振興・衛生担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

11～15 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第12条 県土整備部に次の室及び課を置く。

(1)～(9) [略]

(10) 港湾課

(11) 空港課

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

I M S 推進担当の分掌事務

(1) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

3～10 [略]

11 港湾空港課の分掌事務は、次のとおりとする。

空港担当の分掌事務

(1) 空港の建設、改良及び維持管理に関すること。

(2) 空港施設の管理に関すること。

(3) 航空に関すること。

港湾担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(総務部の分課等及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

[略]

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

3～10 [略]

11 港湾課の分掌事務は、次のとおりとする。

港湾担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

12 空港課の分掌事務は、次のとおりとする。

空港担当の分掌事務

(1) 空港の建設、改良及び維持管理に関すること。

(2) 空港施設の管理に関すること。

(3) 空港の振興に関すること。

(4) 航空に関すること。

(総務部の分課等及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

[略]

入札担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

I M S 推進担当の分掌事務

(1) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

組織改革担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) I M S の推進の総括に関すること。

4 [略]

5 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

指導担当の分掌事務

(1) [略]

6 [略]

7 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災消防担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 消防防災統計に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) 自衛官募集に関すること。

(6) [略]

(7) 室内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 防災通信設備の管理及び運営に関すること。

(12) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。

(13) 消防施設等の強化拡充の指導及び助成に関すること。

(14) 消防表彰に関すること。

(15) 救急・救助業務の指導に関すること。

(16) 火災予防に関すること。

(17) 石油コンビナート等に係る防災対策に関すること。

(18) 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。

入札担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

組織改革担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

4 [略]

5 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

税務担当の分掌事務

(1) [略]

滞納整理担当の分掌事務

(1) 岩手県地方税特別滞納整理機構の運営に関すること。

6 [略]

7 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

- (19) 火薬類の取締りに関すること。
- (20) 猟銃等の製造及び販売の許可に関すること。
- (21) 高圧ガスの保安に関すること。
- (22) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。
- (23) ガス用品の販売の事業に関すること。
- (24) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。
- (25) 電気用品の安全に関すること。
- (26) [略]
- (27) [略]
- (28) 総合防災センターの管理に関すること。

防災航空担当の分掌事務

- (1) [略]

防災危機管理担当の分掌事務

- (1) 危機管理の総合調整に関すること。
- (2) 日米地位協定に基づく事務に関すること。
- (3) 国民保護法に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (4) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

- (8) [略]

- (9) [略]

- (10) 危機管理の総合調整に関すること。

- (11) 日米地位協定に基づく事務に関すること。

- (12) 国民保護法に関する総合的な企画及び調整に関すること。

- (13) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

- (14) 国民保護協議会に関すること。

防災消防担当の分掌事務

- (1) 消防防災統計に関すること。

- (2) 自衛官募集に関すること。

- (3) 室内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

- (4) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。

- (5) 消防施設等の強化拡充の指導及び助成に関すること。

- (6) 消防表彰に関すること。

- (7) 救急・救助業務の指導に関すること。

- (8) 火災予防に関すること。

- (9) 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。

- (10) 総合防災センターの管理に関すること。

防災航空担当の分掌事務

- (1) [略]

(5) 国民保護協議会に関すること。

緊急防災対策担当の分掌事務

(1) 緊急防災施設の整備に関すること。

8 [略]

9 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

職員福祉担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 職員の扶養親族の認定に関すること。

(9) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額
の決定又は改定に関すること。

(10) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額
の決定又は改定に関すること。

(11) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任
手当の月額決定又は改定に関すること。

(12) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び
月額決定又は改定に関すること。

(13) 職員の児童手当受給資格等の認定に関する
こと。

(14) 職員の児童手当の支給に関すること。

(15) 職員の児童手当に係る支出負担行為の
確認に関すること。

給与旅費担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

緊急防災対策担当の分掌事務

(1) 防災通信設備の管理及び運営に関する
こと。

(2) 石油コンビナート等に係る防災対策に
関すること。

(3) 火薬類の取締りに関すること。

(4) 猟銃等の製造及び販売の許可に
関すること。

(5) 高圧ガスの保安に関する
こと。

(6) 液化石油ガスの保安の確保及び
取引の適正化に関する
こと。

(7) ガス用品の販売の事業に
関すること。

(8) 電気工事業の業務の適正化及び
電気工事士に
関すること。

(9) 電気用品の安全に
関すること。

8 [略]

9 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

職員福祉担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

給与旅費担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 職員の扶養親族の認定に
関すること。

(5) 職員の居住の実情の確認及び
住居手当の月額決定
又は改定に関する
こと。

(6) 職員の通勤の実情の確認及び
通勤手当の月額決定
又は改定に関する
こと。

(7) 職員の単身赴任の実情の
確認及び単身赴任
手当の月額決定
又は改定に関する
こと。

(8) 職員の寒冷地手当の
支給区分の認定
及び月額決定
又は改定に
関すること。

- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]

(分課及びその分掌事務)

第16条 出納局に次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 出納課

2 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]

- (3) 出納員その他の会計職員に関すること。
- (4) 会計検査及び会計事務の指導に関すること。

- (5) 局内各課の連絡に関すること。
- (6) 出納課の主管に属しないこと。

用品担当の分掌事務

- (1) 物品購入等に係る競争入札参加者の資格に関すること。
- (2) 物品の購入及び処分に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (3) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）並びに記録管理に関すること。
- (4) 複写機の賃貸借及び保守契約に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

I M S 推進担当の分掌事務

- (9) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。
- (10) 職員の児童手当の支給に関すること。
- (11) 職員の児童手当に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]

(分掌事務)

第16条 出納局の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]
- (3) 局内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。
- (4) 物品購入等に係る競争入札参加者の資格に関すること。
- (5) 物品の購入及び処分に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (6) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）並びに記録管理に関すること。
- (7) 複写機の賃貸借及び保守契約に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (8) 局内の連絡に関すること。
- (9) 指導審査担当及び出納担当の主管に属しないこと。

(1) 局内のIMSの推進その他行政品質の向上に関すること。

3 出納課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1) 資金運用計画に関すること。
- (2) 一時借入金の借入れに関すること。
- (3) 基金に属する現金の運用に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (4) 監査委員から受ける出納の検査に関すること。
- (5) 決算に関すること。
- (6) 現金及び財産（物品を除く。）の記録管理に関すること。

審査担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) 国費の支出負担行為の確認、歳出及び歳出予算の繰越しの手続に関すること。
- (10) 財務大臣から受ける予算の实地監査の総括に関すること。
- (11) 国の債権の管理に関すること。
- (12) 会計検査院から受ける会計経理の实地検査の総括に関すること。
- (13) 会計検査院に対する計算証明に関すること。
- (14) 支出負担行為の確認に関すること。

指導審査担当の分掌事務

- (1) 出納員その他の会計職員の業務に関すること。
- (2) 会計検査及び会計事務の指導に関すること。
- (3) 国費の支出負担行為の確認、歳出及び歳出予算の繰越しの手続に関すること。
- (4) 財務大臣から受ける予算の实地監査の総括に関すること。
- (5) 国の債権の管理に関すること。
- (6) 会計検査院から受ける会計経理の实地検査の総括に関すること。
- (7) 会計検査院に対する計算証明に関すること。
- (8) 支出負担行為の確認に関すること。

出納担当の分掌事務

- (1) 資金運用計画に関すること。
- (2) 一時借入金の借入れに関すること。
- (3) 基金に属する現金の運用に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (4) 監査委員から受ける出納の検査に関すること。
- (5) 決算に関すること。
- (6) 現金及び財産（物品を除く。）の記録管理に関すること。
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]

(内部組織)

第20条の2 [略]

2 室及び課(地域支援課を除く。)の分掌事務は、別に定める。

(地域支援課)

第20条の4 地域支援課の分掌事務は、別表第2の1の表に掲げる事務とする。

(土木部)

第29条 [略]

2・3 [略]

4 ダム建設工事及び当該ダムに係る河川の管理に関する事務を処理するため、次の表の左欄に掲げるダム建設事務所を同表の右欄に掲げる地方振興局の土木部に置き、その位置は、同表の中欄に掲げるとおりとする。

名称	位置	地方振興局
築川ダム建設事務所	[略]	
鷹生ダム建設事務所	大船渡市	大船渡地方振興局
津付ダム建設事務所	[略]	

5 [略]

(保健所)

第41条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
[略]		
岩手県花巻保健所	花巻市	花巻市
[略]		
岩手県釜石保健所	釜石市	遠野市 釜石市 上閉伊郡
[略]		

第42条 保健所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。

(13)～(17) [略]

2 [略]

(都南の園)

第52条 都南の園は、肢体不自由児及び身体障害者の福祉に関する次の業務を行う。

(1) 肢体不自由児を入園又は通園させてその治療をするとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。

(2) 身体障害者を入園又は通園させてその更生に必要な治療及び訓練を行うこと。

(3) 無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を

(内部組織)

第20条の2 [略]

2 室及び課の分掌事務は、別に定める。

第20条の4 削除

(土木部)

第29条 [略]

2・3 [略]

4 ダム建設工事及び当該ダムに係る河川の管理に関する事務を処理するため、次の表の左欄に掲げるダム建設事務所を同表の右欄に掲げる地方振興局の土木部に置き、その位置は、同表の中欄に掲げるとおりとする。

名称	位置	地方振興局
築川ダム建設事務所	[略]	
津付ダム建設事務所	[略]	

5 [略]

(保健所)

第41条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
[略]		
岩手県花巻保健所	花巻市	花巻市 遠野市
[略]		
岩手県釜石保健所	釜石市	釜石市 上閉伊郡
[略]		

第42条 保健所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) 感染症その他の疾病の予防に関すること。

(13)～(17) [略]

2 [略]

第52条 削除

行うこと。

2 都南の園の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
都南の園	盛岡市

第92条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所若しくは総合雇用対策局及び広域振興局、総合支局又は地方振興局の部並びに広域振興局等以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
消費生活相談室	広域振興局 <u>地域支援課</u> 総合支局 <u>地域支援部</u> 総合支局 <u>地域支援部の県民センター</u> 地方振興局 <u>企画総務部</u> （盛岡地方振興局 <u>企画総務部</u> を除く。）
[略]	
岩手県結核・感染症情報センター	[略]
[略]	
岩手県雑穀遺伝資源センター	[略]
いわて農林水産知的財産相談センター	農業研究センター <u>企画経営情報部</u>
農業研修センター	[略]
[略]	
けんみん住宅プラザ	[略]
けんみん住宅プラザ・みずさわ	
<u>就職支援センター</u>	広域振興局 <u>地域支援課</u> 総合支局 <u>地域支援部</u> （一関総合支局 <u>地域支援部</u> を除く。） 総合支局 <u>地域支援部の県民センター</u> 盛岡地方振興局 <u>企画総務部</u> 釜石地方振興局 <u>企画総務部</u> 二戸地方振興局 <u>企画総務部</u>
<u>ジョブカフェいわて</u> <u>ジョブカフェいわてサテライト</u>	総合雇用対策局 一関総合支局 <u>地域支援部</u> 大船渡地方振興局 <u>企画総務部</u> 宮古地方振興局 <u>企画総務部</u> 久慈地方振興局 <u>企画総務部</u>

第92条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局、総合支局又は地方振興局の部並びに広域振興局等以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
消費生活相談室	広域振興局 <u>経営企画部</u> 総合支局 <u>地域支援部</u> 総合支局 <u>地域支援部の県民センター</u> 地方振興局 <u>企画総務部</u> （盛岡地方振興局 <u>企画総務部</u> を除く。）
[略]	
岩手県感染症情報センター	[略]
[略]	
岩手県雑穀遺伝資源センター	[略]
農業研修センター	[略]
[略]	
けんみん住宅プラザ	[略]
けんみん住宅プラザ・みずさわ	

(吏員の職)

第94条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、特別の事情がある場合のほか、事務吏員又は技術吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本 庁	部局等	部長	〔略〕
		総合政策室長	
		総合雇用対策局長	
出納局	局長		
〔略〕			
	総合雇用対策局	総合雇用対策監	上司の命を受け、 <u>部下の職員を指揮監督し、局の事務を掌理するとともに、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。</u>
	総合防災室	防災危機管理監	上司の命を受け、 <u>部下の職員を指揮監督し、第13条第7項に掲げる総合防災室の分掌事務のうち、同項防災消防担当の分掌事務第1号、第8号、第10号及び第26号並びに同項防災危機管理担当の分掌事務第1号についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。</u>

(職)

第94条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本 庁	部局等	部長	〔略〕
		総合政策室長	
		出納局	
〔略〕			
	地域企画室	交通政策参事	上司の命を受け、 <u>部下の職員を指揮監督し、第7条第2項交通担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。</u>
		交通担当課長	上司の命を受け、 <u>部下の職員を指揮監督し、第7条第2項交通担当の分掌事務を掌理するとともに、交通政策参事に事故があるとき、又は交通政策参事が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。</u>
	総合防災室	防災危機管理監	上司の命を受け、 <u>部下の職員を指揮監督し、第13条第7項防災危機管理担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、別に定めるところにより、その職務を代理する。</u>

		[略]	
	[略]		
	別表第3に掲げる室及び課	別表第3に掲げる担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、室、課又は所の事務を掌理するとともに、室長、総括課長若しくは所長に事故があるとき、又は室長、総括課長若しくは所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	総合政策室及び総合雇用対策局並びに室、課及び所	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合政策室若しくは総合雇用対策局又は室、課若しくは所の特定事務を処理する。
広域振興局、総合支局及び地方振興局	[略]		
	農政部（盛岡地方振興局及び宮古地方振興局を除く。）、林務部、農林部（ <u>広域振興局を除く。</u> ）及び水産部	農林水産調整主幹	上司の命を受け、総合支局農林部又は地方振興局農政部、林務部、農林部若しくは水産部の地域の農林水産業を推進する事業の調整に関する事務を整理する。
	土木部（ <u>花巻総合支局及び</u>	建設調整主幹	上司の命を受け、 <u>総合支局土木部又は</u> 地方振興局土木部の建設事業の調整に関

		[略]	
	[略]		
	別表第3に掲げる室及び課並びに <u>出納局</u>	別表第3に掲げる担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、室、課、 <u>所又は出納局</u> の事務を掌理するとともに、室長、総括課長、 <u>所長若しくは出納局長</u> に事故があるとき、又は室長、総括課長、 <u>所長若しくは出納局長</u> が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	総合政策室並びに室、課及び <u>所並びに出納局</u>	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合政策室若しくは室、課若しくは <u>所又は出納局</u> の特定事務を処理する。
広域振興局、総合支局及び地方振興局	[略]		
	農政部（盛岡地方振興局及び宮古地方振興局を除く。）、林務部、農林部及び水産部	農林水産調整主幹	上司の命を受け、 <u>広域振興局農林部若しくは総合支局農林部又は地方振興局農政部、林務部、農林部若しくは水産部の</u> 地域の農林水産業を推進する事業の調整に関する事務を整理する。
	土木部（ <u>大船渡地方振興局</u>	建設調整主幹	上司の命を受け、 <u>地方振興局土木部の</u> 建設事業の調整に関する事務を整理する。

大船渡地方振興局に限る。)		する事務を整理する。
[略]		上司の命を受け、
県民センター、保健福祉環境センター、農林センター、普及サブセンター、土木センター、ダム管理事務所及びダム建設事務所	所長	部下の職員の指揮監督し、室、課、支所又は所の事務を掌理する。
岩手出張所、ダム建設事務所及びダム管理事務所	[略]	
[略]		
部、広域振興局地域支援課	[略]	

に限る。)		
[略]		上司の命を受け、
工業技術集積支援センター、県民センター、保健福祉環境センター、農林センター、普及サブセンター、林務事務所、土木事務所、土木センター、ダム管理事務所及びダム建設事務所	所長	部下の職員の指揮監督し、室、課、支所又は所の事務を掌理する。
工業技術集積支援センター、岩手出張所、ダム建設事務所及びダム管理事務所	[略]	
[略]		
部、工業技術集積支援セン	[略]	

	、工業技術集積支援センター、林務事務所及び土木事務所		
	工業技術集積支援センター	所長 部長	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。</u> <u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u>
	林務事務所及び土木事務所	所長	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。</u>
[略]			
保健福祉部に属する出先機関	[略]		
	岩手県盛岡保健所	[略]	
	保健所（岩手県盛岡保健所を除く。）	[略]	
	[略]		
	看護師養成所	[略]	
	都南の園	園長	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。</u>

	ター、林務事務所及び土木事務所		
	[略]		
保健福祉部に属する出先機関	[略]		
	岩手県盛岡保健所及び岩手県奥州保健所	[略]	
	保健所（岩手県盛岡保健所及び岩手県奥州保健所を除く。）	[略]	
	[略]		
	看護師養成所	[略]	

		督し、園の事務を掌理する。
	事務局長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。
	部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部、科又は看護師の事務を処理する。
	科長	
	看護師長	
精神保健福祉センター	[略]	
	[略]	
	[略]	

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、事務吏員又は技術吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
本庁	室及び課	特命参事 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室又は課の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		特命課長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室又は課の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長若しくは総括課長に事故があるとき、又は室長若しくは総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	総合政策室及び総合雇用対策局並びに室及び課	主任主査 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合政策室若しくは総合雇用対策局又は室若しくは課の特定事務を処理する

精神保健福祉センター	[略]	
	[略]	
	[略]	

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
本庁	総合政策室並びに室、課及び所並びに出納局	特命参事 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合政策室若しくは室、課若しくは所又は出納局の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		特命課長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合政策室若しくは室、課若しくは所又は出納局の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長、総括課長、所長若しくは出納局長に事故があるとき、又は室長、総括課長、所長若しくは出納局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	総合政策室並びに室、課及び所並びに出納局	主任主査 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合政策室若しくは室、課若しくは所又は出納局の特定事務を処理すると

			とともに、その事務を総括整理する。
		[略]	
	[略]		
広域振興局、総合支局及び地方振興局	[略]		
	部、 <u>広域振興局地域支援課</u> 、工業技術集積支援センター、林務事務所及び土木事務所	[略]	
	[略]		
[略]			
保健福祉部に属する出先機関	[略]		
	保健所の支所	[略]	
	<u>都南の園</u>	<u>事務局次長</u>	<u>事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>
	精神保健福祉センター	[略]	
	児童自立支援施設	[略]	
	[略]		

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、企画理事にあつては事務吏員又は技術吏員を、理事、参事、主幹又は副主幹にあつては事務吏員を、技監、技術参事、保健福祉環境技監、技術主幹又は技術副主幹にあつては技術吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
[略]	
主幹	上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所又は出先機関の重要事項についての調

			もに、その事務を総括整理する。
		[略]	
	[略]		
広域振興局、総合支局及び地方振興局	[略]		
	部、工業技術集積支援センター、林務事務所及び土木事務所	[略]	
	[略]		
[略]			
保健福祉部に属する出先機関	[略]		
	保健所の支所	[略]	
	精神保健福祉センター	[略]	
	児童自立支援施設	[略]	
		[略]	

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
[略]	
主幹	上司の命を受け、総合政策室若しくは本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は

	査、企画及び立案に参画する。
技術主幹	上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所又は出先機関の技術に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
副主幹	上司の命を受け、総合雇用対策局若しくは本庁の室、課若しくは所又は出先機関の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術副主幹	上司の命を受け、総合雇用対策局若しくは本庁の室、課若しくは所又は出先機関の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、事務吏員又は技術吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]

5 前各項に規定する職のほか、漁業取締事務所及び水産技術センター所属の船舶に乗り込む職員の職として次に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、技術吏員をもって充てる。船長、機関長、通信長、上席航海士、上席機関士、上席通信士、主任航海士、主任機関士、主任通信士、航海士、機関士及び通信士
(吏員以外の職員の職)

第95条 前条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、吏員以外の職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]

附 則

1～26 [略]

	出先機関の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術主幹	上司の命を受け、 <u>総合政策室若しくは本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の技術に関する重要事項</u> についての調査、企画及び立案に参画する。
副主幹	上司の命を受け、 <u>総合政策室若しくは本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の特定事項</u> についての調査、企画及び立案に参画する。
技術副主幹	上司の命を受け、 <u>総合政策室若しくは本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の技術に関する特定事項</u> についての調査、企画及び立案に参画する。

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]

5 前各項に規定する職のほか、漁業取締事務所及び水産技術センター所属の船舶に乗り込む職員の職として次に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとする。

船長、機関長、通信長、上席航海士、上席機関士、上席通信士、主任航海士、主任機関士、主任通信士、航海士、機関士及び通信士

第95条 前条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]

附 則

1～26 [略]

27 広域振興局総合支局地域支援部においては、別表第2の1の表の規定にかかわらず、当分の間、同表に定めるもののほか、同表12の項、15の項及び19の項に掲げる事務を分掌するものとする。

別表第1 広域振興局等の部等及び課（第20条の2、第20条の11、第21条、第94条関係）

広域振興局等	部 等	課
[略]		
県南広域振興局	経営企画部	[略]
		地域支援課
	[略]	
	農林部	地域農政推進課
		[略]
	[略]	
[略]		
花巻総合支局	[略]	
	保健福祉環境部	[略]
		環境課
		保健衛生課
	[略]	
[略]		
一関総合支局	[略]	
	農林部	地域農政推進課
		畜産課
		林務課
	[略]	
[略]		
工業技術集積支援センター	技術移入支援部	
	地場産業育成部	
大船渡地方振興局	[略]	
	土木部	[略]
		鷹生ダム建設事務所
	津付ダム建設事務所	
[略]		

別表第2

1 広域振興局経営企画部、地域支援課及び総務部、総合支局地域支援部並びに地方振興局企画総務部の分掌事務（第20条の3、第20条の4、第20条の9、第20条の12、第22条関係）

別表第1 広域振興局等の部等及び課（第20条の2、第20条の11、第21条関係）

広域振興局等	部 等	課
[略]		
県南広域振興局	経営企画部	[略]
		世界遺産推進課
	[略]	
	農林部	農林調整課
		地域農政推進課
		[略]
[略]		
[略]		
花巻総合支局	[略]	
	保健福祉環境部	[略]
		環境衛生課
		保健課
	[略]	
[略]		
一関総合支局	[略]	
	農林部	地域農政推進課
		林務課
	[略]	
[略]		
工業技術集積支援センター		
大船渡地方振興局	[略]	
	土木部	[略]
		津付ダム建設事務所
[略]		

別表第2

1 広域振興局経営企画部及び総務部、総合支局地域支援部並びに地方振興局企画総務部の分掌事務（第20条の3、第20条の9、第20条の12、第22条関係）

分掌事務	分掌する部				備 考
	広域振興局経営企画部	広域振興局総務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	
[略]					
16 所管区域内の出先機関、岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第24条に規定する教育事務所、総合教育センター設置条例(昭和41年岩手県条例第18号)に規定する岩手県立総合教育センター、生涯学習推進センター条例(平成8年岩手県条例第18号)に規定する岩手県立生涯学習推進センター、岩手県立図書館設置条例(平成17年岩手県条例第67号)に規定する岩手県立図書館、岩手県立学校設置条例(昭和32年岩手県条例第11号)第1条から第3条までに規定する高等学校、 <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 、 <u>養護学校</u> 及び幼稚園並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年岩手県条例第25号)に規定する警察署(以下「出先機関等」という。)に係る収入金の収納(地区合同庁舎等を庁舎とする出先機関以外の出先機関等に係る収入金並びに母		○	○	○	

分掌事務	分掌する部				備 考
	広域振興局経営企画部	広域振興局総務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	
[略]					
16 所管区域内の出先機関、岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第24条に規定する教育事務所、総合教育センター設置条例(昭和41年岩手県条例第18号)に規定する岩手県立総合教育センター、生涯学習推進センター条例(平成8年岩手県条例第18号)に規定する岩手県立生涯学習推進センター、岩手県立図書館設置条例(平成17年岩手県条例第67号)に規定する岩手県立図書館、岩手県立学校設置条例(昭和32年岩手県条例第11号)第1条から第3条までに規定する高等学校、 <u>特別支援学校</u> 及び幼稚園並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年岩手県条例第25号)に規定する警察署(以下「出先機関等」という。)に係る収入金の収納(地区合同庁舎等を庁舎とする出先機関以外の出先機関等に係る収入金並びに母子福祉資金		○	○	○	

子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。)に関する事					
[略]					
39 社会貢献活動の促進に関する事(他部等の主管に属するものを除く。)			○	○	
[略]					
41 特定非営利活動法人に関する事			○	○	
42 生活文化に関する事			○	○	
43 国際交流及び国際協力に関する事(他部等の主管に属するものを除く。)			○	○	
44 一般旅券発給申請に基づく書類の受付、一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関する事			○	○	盛岡地方振興局企画総務部を除く。
45 地域活性化事業調整費に関する事	○		○	○	広域振興局経営企画部にあっては、 <u>地域活性化事業調整費に関する総括に関する事務を処理する。</u>
46 市町村総合補助金に関する事	○		○	○	広域振興局経営企画部にあっては、市町村総合補助金に関する総括に関する事務を処理する。
47 消費者施策に関する事			○	○	
48 消費者に対する金融の広報に関する事			○	○	
49 物価対策に関する事			○	○	
50 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する事			○	○	

及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。)に関する事					
[略]					
39 社会貢献活動の促進に関する事(他部等の主管に属するものを除く。)	○		○	○	
[略]					
41 特定非営利活動法人に関する事	○		○	○	
42 生活文化に関する事	○		○	○	
43 国際交流及び国際協力に関する事(他部等の主管に属するものを除く。)	○		○	○	
44 一般旅券発給申請に基づく書類の受付、一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関する事			○	○	県南広域振興局花巻総合支局地域支援部及び盛岡地方振興局企画総務部を除く。
45 地域振興推進費に関する事	○			○	
46 市町村総合補助金に関する事	○		○	○	広域振興局経営企画部にあっては、市町村総合補助金に関する総括に関する事務を併せて処理する。
47 消費者施策に関する事	○		○	○	
48 消費者に対する金融の広報に関する事	○		○	○	
49 物価対策に関する事	○		○	○	
50 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する事	○		○	○	

51 国民生活安定緊急措置に関する こと。				○	○		
52 家庭用品品質表示に関する こと。				○	○		
53 消費生活用製品安全に関する こと。				○	○		
[略]							
55 青少年の環境浄化に関する こと。				○	○		
56 少年センターに関する こと。				○	○		
[略]							
68 家族旅行村の管理に関する こと。						○	
69 物産の流通改善及び販路拡大 に関する こと。	○					○	
[略]							

備考1 [略]

2 広域振興局地域支援課は、37の項、39の項、41の項から53の項まで、55の項及び56の項に掲げる事務を処理するものとする。

3 [略]

2 [略]

3 広域振興局農林部、総合支局農林部並びに地方振興局農政部、林務部、農林部、水産部及び林務事務所の分掌事務（第20条の6、第20条の14、第25条－第28条、第34条、第94条関係）

分掌事務	分掌する部						備考
	広域振興局農林部	総合支局農林部	地方振興局農政部	地方振興局林務部	地方振興局農林部	地方振興局水産部	
[略]							
29 県営土地改良事業の調査、計画及び実施に関する こと（土木部の主管に属するものを除く。）	○	○	○		○		
[略]							

51 国民生活安定緊急措置に関する こと。	○			○	○		
52 家庭用品品質表示に関する こと。	○			○	○		
53 消費生活用製品安全に関する こと。	○			○	○		
[略]							
55 青少年の環境浄化に関する こと。	○			○	○		
56 少年センターに関する こと。	○			○	○		
[略]							
68 家族旅行村の管理に関する こと。						○	
68の2 平泉の文化遺産の活用に関する こと。	○						
69 物産の流通改善及び販路拡大 に関する こと。	○					○	
[略]							

備考1 [略]

2 [略]

2 [略]

3 広域振興局農林部、総合支局農林部並びに地方振興局農政部、林務部、農林部、水産部及び林務事務所の分掌事務（第20条の6、第20条の14、第25条－第28条、第34条関係）

分掌事務	分掌する部						備考
	広域振興局農林部	総合支局農林部	地方振興局農政部	地方振興局林務部	地方振興局農林部	地方振興局水産部	
[略]							
29 県営土地改良事業の調査、計画及び実施に関する こと（土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。）	○	○	○		○		
[略]							

39 土地改良財産の管理及び処分に関すること(土木部の主管に属するものを除く。)	○	○	○		○			
[略]								

備考 [略]

4 広域振興局土木部、総合支局土木部並びに地方振興局土木部及び土木事務所の分掌事務（第20条の7、第20条の15、第29条、第36条関係）

分掌事務	分掌する部			備考
	広域振興局土木部	総合支局土木部	地方振興局土木部	
[略]				
8 土地改良財産の管理及び処分に関すること(土木部の主管に属するものに限る。)	○	○	○	[略]
[略]				
17 県営土地改良事業の調査、計画及び実施に関すること(土木部及び土木事務所の主管に属するものに限る。)	○	○	○	宮古地方振興局土木部にあっては、岩泉土木事務所が分掌する事務を処理する。
[略]				

備考 [略]

5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の担当課長（第94条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	担当課長
総合政策室	[略]	
	経営評価課	政策評価担当課長 出資等法人改革担当課長
	[略]	
地域振興部	地域企画室	企画担当課長 管理担当課長 交通担当課長
	[略]	

39 土地改良財産の管理及び処分に関すること(土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。)	○	○	○		○			
[略]								

備考 [略]

4 広域振興局土木部、総合支局土木部並びに地方振興局土木部及び土木事務所の分掌事務（第20条の7、第20条の15、第29条、第36条関係）

分掌事務	分掌する部			備考
	広域振興局土木部	総合支局土木部	地方振興局土木部	
[略]				
8 土地改良財産の管理及び処分に関すること(土木部及び土木事務所の主管に属するものに限る。)	○	○	○	[略]
[略]				
17 県営土地改良事業の調査、計画及び実施に関すること(土木部及び土木事務所の主管に属するものに限る。)	○	○	○	宮古地方振興局土木部にあっては、岩泉土木事務所が分掌する事務を処理する(農道に係るものに限る。)
[略]				

備考 [略]

5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の担当課長（第94条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	担当課長
総合政策室	[略]	
	経営評価課	行政品質向上担当課長 政策評価担当課長 出資等法人改革担当課長
	[略]	
地域振興部	地域企画室	企画担当課長 管理担当課長 権限移譲推進担当課長
	[略]	

	地域振興支援室	県北沿岸振興担当課長 <u>広域振興局等支援担当課長</u> <u>権限移譲推進担当課長</u>
環境生活部	環境生活企画室	企画担当課長 管理担当課長 <u>食の安全安心・消費生活担当課長</u> <u>交通安全対策担当課長</u>
[略]		
[略]		
商工労働観光部	商工企画室	<u>ものづくり人材育成担当課長</u> 管理担当課長 計量担当課長
	産業振興課	<u>金融経営担当課長</u> <u>産業創出担当課長</u>
	観光経済交流課	<u>経済交流担当課長</u>
	労政能力開発課	[略]
[略]		
県土整備部	[略]	
	港湾空港課	<u>空港担当課長</u> <u>港湾担当課長</u>
総務部	[略]	
	税務課	<u>管理担当課長</u> <u>指導担当課長</u>
	[略]	
	総務事務センター	<u>職員福祉担当課長</u> <u>給与旅費担当課長</u>
出納局	総務課	<u>管理担当課長</u>
	出納課	<u>管理担当課長</u> <u>審査担当課長</u>

別表第4 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び科（第55条、第94条関係）

出先機関	事務局及び部	課	科
[略]			
岩手県花巻保健所 岩手県北上保健所		[略]	
岩手県奥州保健所	[略]		
[略]			
高等看護学院			教務科
都南の園	事務局		
	療養部		診療科 訓練科
	看護部		
	指導部		

別表第5 商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部、課及び科（第62条、第94条関係）

	地域振興支援室	県北沿岸振興担当課長 <u>定住交流担当課長</u>
環境生活部	環境生活企画室	企画担当課長 管理担当課長 <u>県民生活安全担当課長</u> <u>食の安全安心・消費生活担当課長</u>
[略]		
[略]		
商工労働観光部	商工企画室	<u>企画担当課長</u> 管理担当課長 計量担当課長
	科学・ものづくり振興課	<u>科学技術担当課長</u>
	労政能力開発課	[略]
[略]		
県土整備部	[略]	
	港湾課	<u>港湾担当課長</u>
	空港課	<u>空港担当課長</u>
総務部	[略]	
	税務課	<u>税務担当課長</u> <u>滞納整理担当課長</u>
	[略]	
	総務事務センター	<u>職員福祉担当課長</u>
出納局		<u>管理担当課長</u> <u>指導審査担当課長</u> <u>出納担当課長</u>

別表第4 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び科（第55条関係）

出先機関	事務局及び部	課	科
[略]			
岩手県北上保健所		[略]	
岩手県花巻保健所		<u>管理福祉課</u>	
		<u>環境衛生課</u>	
		<u>保健課</u>	
岩手県奥州保健所	[略]		
[略]			
高等看護学院			教務科

別表第5 商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部、課及び科（第62条関係）

出先機関	事務局及び部	課	科
[略]			
岩手県立産業技術短期大学校	[略]		メカトロニクス技術科 電子技術科 建築科 産業デザイン科 情報技術科 能力開発研修科
	教育部		
水沢校	[略]		
岩手県立千厩高等技術専門学校 岩手県立宮古高等技術専門学校			自動車システム科
[略]			

別表第6 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科（第78条、第94条関係）

[略]

別表第7 県土整備部に属する出先機関の課（第81条、第94条関係）

[略]

別表第8 総務部に属する出先機関の部及び科（第89条、第94条関係）

[略]

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（第91条関係）

名称	位置
[略]	
岩手県立福祉の里センター	[略]
岩手県立視聴覚障害者情報センター	[略]
[略]	

別表第10 附属機関（第93条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県国民健康保険審査会	[略]
結核診査協議会	結核予防法（昭和26年法律第96号）第48条第1項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の申請に関する必要な事項の審議に関すること。
感染症診査協議会	[略]
[略]	

条例によるもの

[略]

出先機関	事務局及び部	課	科
[略]			
岩手県立産業技術短期大学校	[略]		メカトロニクス技術科 電子技術科 建築科 産業デザイン科 情報技術科 <u>産業技術専攻科</u> 能力開発研修科
	教育部		
水沢校	[略]		
岩手県立千厩高等技術専門学校			自動車システム科
岩手県立宮古高等技術専門学校			<u>自動車システム科</u> <u>金型技術科</u>
[略]			

別表第6 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科（第78条関係）

[略]

別表第7 県土整備部に属する出先機関の課（第81条関係）

[略]

別表第8 総務部に属する出先機関の部及び科（第89条関係）

[略]

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（第91条関係）

名称	位置
[略]	
岩手県立福祉の里センター	[略]
<u>岩手県立療育センター</u>	盛岡市
岩手県立視聴覚障害者情報センター	[略]
[略]	

別表第10 附属機関（第93条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県国民健康保険審査会	[略]
感染症診査協議会	[略]
[略]	

条例によるもの

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(予算規則の一部改正)

2 予算規則(昭和 39 年岩手県規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第 1 (第 2 条関係) [略] 岩手県立二戸高等看護学院 <u>都南の園</u> 岩手県立杜陵学園 [略]	別表第 1 (第 2 条関係) [略] 岩手県立二戸高等看護学院 岩手県立杜陵学園 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(公有財産規則の一部改正)

3 公有財産規則(昭和39年岩手県規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 課長等 次に掲げるものをいう。 ア 総合政策室にあつては政策推進課総括課長、地域振興部にあつては地域企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び <u>観光経済交流課総括課長</u> 、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、 <u>総合雇用対策局</u> にあつては <u>総合雇用対策監</u> 並びに出納局にあつては <u>総務課総括課長</u> イ～エ [略] オ <u>監査委員事務局総務課長</u> カ・キ [略] (3)～(6) [略] (財産事務の所管及び分掌) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 前項ただし書の規定にかかわらず、電信電話債券の管理に関する事務は、出納局長が <u>保管し</u> 、その事務は、 <u>出納局出納課総括課長</u> (以下「 <u>出納課総括課長</u> 」とい	(定義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 課長等 次に掲げるものをいう。 ア 総合政策室にあつては政策推進課総括課長、地域振興部にあつては地域企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び <u>観光課総括課長</u> 、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長並びに出納局にあつては <u>管理担当課長</u> イ～エ [略] オ <u>監査委員事務局総括監査監</u> カ・キ [略] (3)～(6) [略] (財産事務の所管及び分掌) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 前項ただし書の規定にかかわらず、電信電話債券の管理に関する事務は、出納局長が <u>所管し</u> 、その事務は、 <u>兼ねて出納局長</u> が分掌する。

う。)が分掌する。

4・5 [略]

(財産の総括)

第4条 [略]

2 総務部長は、必要があると認めるときは、部局長、課長等、出納課総括課長及び地方公所長に対し、その所管又は分掌に属する財産の取得、管理又は処分について報告を求め、実地について調査をし、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 [略]

(財産管理簿等)

第9条 部局長は財産管理簿(様式第1号)を、課長等、出納課総括課長及び地方公所長は財産管理副簿(様式第1号)を備えて置いて常にその所管又は分掌に係る財産の状況を明らかにしておかなければならない。

(異動)

第15条 課長等、出納課総括課長又は地方公所長は、その分掌に係る財産に異動があったときは、速やかに財産異動調書(様式第6号)を作成し、総務部長に通知しなければならない。

(事故報告)

第32条 課長等、出納課総括課長又は地方公所長は、災害その他の事故によりその分掌に係る財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに、財産事故報告書(様式第13号)を作成し、当該主管部局長を経由して、総務部長に通知しなければならない。ただし、滅失又は損傷の程度が軽微な事故については、この限りでない。

4・5 [略]

(財産の総括)

第4条 [略]

2 総務部長は、必要があると認めるときは、部局長、課長等及び地方公所長に対し、その所管又は分掌に属する財産の取得、管理又は処分について報告を求め、実地について調査をし、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 [略]

(財産管理簿等)

第9条 部局長は財産管理簿(様式第1号)を、出納局長、課長等及び地方公所長は財産管理副簿(様式第1号)を備えて置いて常にその所管又は分掌に係る財産の状況を明らかにしておかなければならない。

(異動)

第15条 出納局長、課長等又は地方公所長は、その分掌に係る財産に異動があったときは、速やかに財産異動調書(様式第6号)を作成し、総務部長に通知しなければならない。

(事故報告)

第32条 出納局長、課長等又は地方公所長は、災害その他の事故によりその分掌に係る財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに、財産事故報告書(様式第13号)を作成し、当該主管部局長(第3条第3項の場合を除く。)を経由して、総務部長に通知しなければならない。ただし、滅失又は損傷の程度が軽微な事故については、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(債権の管理に関する規則の一部改正)

4 債権の管理に関する規則(昭和39年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 [略] 2 [略] 3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 総合政策室にあつては政策推進課総括課長、地域振興部にあつては地域企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健	(定義) 第2条 [略] 2 [略] 3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 総合政策室にあつては政策推進課総括課長、地域振興部にあつては地域企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健

<p>福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、総務部にあつては総務室長及び出納局にあつては<u>総務課総括課長</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>監査委員事務局総務課長</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、総務部にあつては総務室長及び出納局にあつては<u>管理担当課長</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>監査委員事務局総括監査監</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(物品管理規則の一部改正)

5 物品管理規則(昭和42年岩手県規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(物品管理事務の所管及び分掌)</p> <p>第3条 物品の管理に関する事務は、当該主管部局長が所管し、その事務は、各課等の長、地方公所の長及び準地方公所の長(以下「物品管理者」という。)が分掌する。</p> <p>(所管換え)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 物品管理者(会計規則第2条第5号に規定する東京事務所等の長である物品管理者を除く。)は、処分を要する物品(職員に対する職務上必要な被服として貸与された被服、動物及び生産物を除く。)があるときは、各課等の長にあつては<u>出納局総務課総括課長</u>に、地方公所の長及び準地方公所の長にあつては広域振興局長又は地方振興局長に当該物品の所管換えをしなければならない。</p>	<p>(物品管理事務の所管及び分掌)</p> <p>第3条 物品の管理に関する事務は、当該主管部局長が所管し、その事務は、各課等の長<u>(出納局にあつては、管理担当課長)</u>、地方公所の長及び準地方公所の長(以下「物品管理者」という。)が分掌する。</p> <p>(所管換え)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 物品管理者(会計規則第2条第5号に規定する東京事務所等の長である物品管理者を除く。)は、処分を要する物品(職員に対する職務上必要な被服として貸与された被服、動物及び生産物を除く。)があるときは、各課等の長にあつては<u>出納局長</u>に、地方公所の長及び準地方公所の長にあつては広域振興局長又は地方振興局長に当該物品の所管換えをしなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(産業振興基金管理規則の一部改正)

6 産業振興基金管理規則(昭和45年岩手県規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 行政組織規則第2章第1節に規定する部局等の課等の長及び<u>出納局出納課総括課長</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 行政組織規則第2章第1節に規定する部局等の課等の長及び<u>出納局長</u>をいう。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県中小企業調停審議会規則の一部改正)

7 岩手県中小企業調停審議会規則(昭和57年岩手県規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第4条 審議会の庶務は、商工労働観光部 <u>産業振興課</u> において処理する。	(庶務) 第4条 審議会の庶務は、商工労働観光部 <u>経営支援課</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(出納長の職務の代理に関する規則の一部改正)

8 出納長の職務の代理に関する規則（平成12年岩手県規則第185号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職務を代理する者) 第2条 法第170条第6項の規定による上席の出納員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号） <u>第16条第1項に定める課の長の職</u> にある出納員とし、その順序は、 <u>同項に定める課の順序</u> とする。	(職務を代理する者) 第2条 法第170条第6項の規定による上席の出納員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号） <u>第15条に規定する出納局に置かれる同規則別表第3に掲げる担当課長の職</u> にある出納員とし、その順序は、 <u>同表に定める順序</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	